

論 説

税はなぜとれるのか

—古代ギリシア・ローマの場合—

東京大学名誉教授
葛 西 康 徳

◆SUMMARY◆

税と言えば「租調庸（または租庸調）」を連想するわが国において、およそ税の無い世界というものは想像しにくい。しかし、本稿はそのタイトルから窺われるよう、税は当然取れるもの、当然払うものであるという前提を疑うことから出発している。

税を正当化する根拠には、利益説（対価説）と義務説（犠牲説）の対立があるが、その対立点は「対価性」をめぐるものである。この対価性について濱本英輔氏は、「互酬（reciprocity）」という概念に注目し、税の存在理由なし正当化理由という原理的な問題から、具体的な税額の計算、さらに税の徴収者及び納税者双方の「コスト（負担）」の問題まで考察する視点として、「互酬性」を提唱する。濱本氏による互酬性を基本的視座とした税との関係の考察は、時代と地域において非常に範囲が広いものであるが、古代ギリシア・ローマまたは古典古代世界については、これまで租税史研究の対象とされてこなかったこともあり、ほとんど触れていない。

では、なぜこれまで西洋古典古代が税制研究の対象とはされて来なかつたのか、その理由は、一言で言えば、古典古代社会は、税のない社会、もう少し厳密に言えば、原則として、社会の中心メンバーたる一般市民は税を払わない社会だからである。

本稿は、古代ギリシア・ローマにおける（その不存在を含めて）「税」を考察することによって、濱本氏の提唱した税と互酬性の関係を考える、一つの新たな視点の提供を試みるものである。

（令和6年1月30日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次	
I はじめに —税と互酬性—濱本英輔氏の問題提起	38
II 古代ギリシア・ローマにおける税と互酬性	41
1 「ホメロスの社会」—税の無い世界?—	41
2 税の萌芽 —『オデュッセイア』第13巻14-15行—	43
III 古典古代における税とその徵収方法	44
1 基本前提	44
2 アテナイにおける在留外人（メトイコイ、 <i>metoikoi</i> ）と公共奉仕 (レイトルギア <i>leitourgia</i>)	45
3 ローマ帝国における皇帝の奴隸と財政	47
IV 徵税の競売	48
1 ギリシアのアンティドシス（財産交換 <i>antidosis</i> ）	48
2 ローマの徵税請負人（プーブリカーニー、 <i>publicani</i> ）	50
V むすびに代えて —プラトン『法律』における税—	51

I はじめに —税と互酬性—濱本英輔氏の問題提起

税と言えば「租調庸（または租庸調）」を連想するわが国において、およそ税の無い世界というのは想像しにくい。しかし、本稿はそのタイトルから窺われるよう、税は当然取れるもの、当然払うものであるという前提を疑うことから出発する。何故そうするのか。その疑問に答える前に、まず、租税の定義から始めよう。

『法律学小辞典第5版』(有斐閣 2016)によれば、租税は次のように説明されている。

「国または地方公共団体が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための収入を得る目的で、法律の定めに基づき私人に課する金銭給付を租税という。」⁽¹⁾

さらに、税に対する正当化の根拠として、金子宏『租税法（第24版）』(弘文堂 2022 21頁)は、次の二つの理由を挙げている。

第一は利益説（対価説）と呼ばれる。それによれば、自然法思想ないしは国家契約説を

基礎として主張され、国家の目的は市民の身体と財産を保護することにあり、租税はその対価である。それゆえ、税負担は各人が国家からうける利益の程度に対応して配分されるべきであり、比例税率の原理に行きつく。この考え方は、すべての金銭関係を交換関係に還元して考える近代合理主義の所産であって、アングロ・サクソン系の国々においては、依然として根強く残っている。

第二は、義務説（犠牲説）と呼ばれる。これによれば、国家はその任務を達成するためには当然に課税権をもち、国民は当然に納税の義務を負う。この説は、利益説の前提が歴史的現実に合致せず、また利益説は税負担の配分の基礎としては実際的ではないという認識から出発している。そして、この説は、国家を個人の意思を超えた、人間の社会的共同生活には不可欠の、歴史的、倫理的必然と捉える、ドイツ国法学や国民経済学に見られる権威主義的国家思想と結びついている。義務説によれば、税負担の配分は各人が国家から受ける利益の程度に対応する必要はない。

ここでは、アングロ・サクソン系かヨーロッパ大陸、特にドイツ系かという議論は、筆者の判断能力を超えるので、脇に置かせていただきたい。しかし、両学説の対立点が、税の拠出と当事者が国家から受ける利益が対応しているかどうか、換言すれば、「対価性」をめぐるものであることは明らかであろう。

税における、この対価性について、濱本英輔氏は、近時の論文の中で、次のように述べている⁽²⁾。但し、ここで氏は、対価性ではなく「互酬（reciprocity）」という概念を用いている。まず最初に、「互酬」について次のようにいう。

「本論においては、「互酬」を人間の本性に宿る原理的働きとしてとらえ、それが互酬において始動される「交換」、交換を構成する「給付と反対給付」、「受益と負担」といった枠組みを通じて、さまざまな時代背景の下、社会生活のさまざまな場面において、あるときは法的強制を伴った「経済的交換」として、またあるときは法的強制を伴わない「社会的交換」として、などなどさまざまな形態をとつて発現していることに注目し、その上で税・財政制度に関する国家と国民との関係をこうした一連の互酬的関係に関わる関係として位置づけ、これをまず若干の歴史的事実にあてはめて読み下してみるとこととしたい。然るのち、これから税・財政制度がかかえる問題について、こうした基本的視座から一考することとし、問題解決への取り組みに互酬的関係を活かすことはできないか、その場合どういった問題に直面することになりそうか、といった観点から多少の考察を加え、あわせていくつかの問題提起を試みることとしたい。」

このような見通しに立って、まず濱本氏は以下の7つの事例を取り上げる。

① 生態人類学の研究によれば、トングウェ族は互酬性と相互扶助・平等主義にその生存様式が規定され、「傭み」と「呪い」の制度によって支えられている。

- ② アメリカ・インディアンのいわゆる「ボトラッヂ」によれば、贈与に対してはそれ以上の返礼義務が課される。この義務を履行しない者は、社会的地位を失い、相手方に従属する地位となり、他方相手方は権力・権威を獲得する。
 - ③ カムイとアイヌの間の互酬的贈与・交換。その一例としての「熊送り」の祝祭的儀礼がある。
 - ④ 律令制における調庸について、その一部が全国の官社に奉獻され、それによって祭祀を行うことが、調庸の正当性を支えた。
 - ⑤ 近世において、領主と百姓は「御救」と「上納」の関係で結ばれ、時には領主の非法に対しては一揆・打ち壊しが行われた。また幕府は、災害復旧やお台場建設等に対して、それに見合う負担先を指定して、「国益」あるいは「上金」を徵求している。
 - ⑥ 1881年、海軍拡張費にあてるための造石税増税に反対し、全国の酒造業者がおこした減税運動は、醸造法改良のための醸造試験所設置提案によって和解を見た。
 - ⑦ 英国のサッチャー政権は、より広い有権者に地方団体が供給するサービスに対する税負担を求めるることにより、地方団体の財政に対する民主的コントロールが確保できると考え、人頭税を提案した。
- このように濱本氏の挙げる7つの例は、文化人類学（アフリカ、アメリカ、そして日本のアイヌ）から、律令制、封建制、近代明治期日本の税制、そして、サッチャーの人頭税まで、時代と地域において非常に範囲が広い。そして、この多様性の中に互酬性の原理が一貫して流れていることを検出する。最近の我が国における財政支出の多様化（とりわけ公共事業予算、社会保障予算、地方財政予算など）にともない、従来の所得税と法人税という二本立ての制度では、受益と負担の対応関係が不明確になっている。さらに、大変注目すべきことに、濱本氏は納税のコストまで視野に

入れて議論している。すなわち、徴税当局の負うコスト、納税者の負うコスト、さらに単に経済的コストのみならずその際の情報および心理コストまで検討に加えている。また、近時議論されている目的税も取り上げて議論している。

このような現状にあって、濱本氏は互酬性の原理を活用することによって、対応関係をより明確にし、国民に対して納税の意義を説得的に説明できると考えている。そして最後に、氏は次のように結んでいる。

「人間社会は、その基盤において互酬的関係を一つの手がかりに形成・発展してきたとする学究的成果、それを踏まえたいくつかの歴史的事実の通覧とこれらに関連する若干の考察に照らして考えるとき、これから時代の税・財政制度、さらにより広く人々の社会生活のあり方を考えていく上で、互酬的関係をどのように意識し、どのように位置づけ、各種制度論議の切り口としてどのようにこれを捕らえ、必要に応じて、互酬的計算の有効な方法論を社会的にどのように習得していくか、これらのテーマは当時の諸事情にてらしても、さらに一つの有意義な研究課題ではなかろうかと考える。」

このように、濱本氏は税の存在理由ないし正当化理由という原理的な問題から、具体的な税額の計算、さらに税の徴収者及び納税者双方の「コスト（負担）」の問題まで考察する視点として、「互酬性」を提唱する。管見の限りでは、税法の世界においてこのような提唱はきわめてユニークなのではないかと思われる。しかし、濱本氏自身認めているように、互酬性の概念は多義的であり、またその事例は、歴史的にも比較的にも、きわめて多様である。

本稿では、濱本氏がほとんど触れていない、古代ギリシアおよびローマ世界を例としてとりあげ、そこにおける税のあり方を互酬性の観点から検討することにしたい。これまで古代ギリシア・ローマまたは古典古代

(Classical Antiquity) 世界における税制に対する研究は、専ら歴史家によって、まれに法制史家によって、特定の制度に関してなされてきたが、互酬性の観点からのものは、ほとんど無いように見受けられる。また、租税史研究の分野では、我国の近代税制のモデルとされた近代西洋諸国の税制を比較の対象として取り上げることが多く、まれに日本の近代化との比較の観点から西洋中世（封建）国家および教会が考察される程度であった。

では、なぜこれまで西洋古典古代は税制研究の対象とはされて来なかったのであろうか。その理由は、一言で言えば、古典古代社会は、税のない社会、もう少し厳密に言えば、原則として、社会の中心メンバーたる一般市民は税を払わない社会だったからである。もちろん、これは税の定義に直接関わってくる問題である。また、後にみると、古典古代社会といつても、ローマ帝国になると帝国の財政や皇帝権力の基盤として、税は重要な要素となる。一方、一般市民は税を払わない代わりに兵役はじめ種々の義務を負った。他方、今日では国家の歳出の大きな部分を占めるところの社会保障や教育などは、市民が自ら行う事柄であって、国家が行うことではない。従って、これらを税収で賄う必要は無いのである。

このように考えると、これまで税制史研究においてギリシア・ローマ世界が研究対象にはならなかった理由も確かに理解できる。しかし、ここに互酬性の視点を入れて考えてみると、古典古代が税のない社会であるとされてきたことが全く異なって見えてくる。つまり、税がないのではなく、少なくとも我々が考える税（の方法や形式）ではない形で、同じ効果をもたらすシステムないし制度が確立していたのである。この点は特に財産を有する（富裕）階層にとって明白になる。古典古代社会の中でもアテナイ（アテネ）は、いわゆるデモクラシーという政治体制を作り上

げることによって、政治的な格差を市民間に産まなかつたことで有名であるが、このことは彼らが経済的に平等であったことを全く意味しない。ある意味では、アテナイは一部の富裕市民によって国家財政が支えられていたと言つても過言ではない。

以下、本稿では、古代ギリシア・ローマにおける（その不存在を含めて）「税」を考察することによって、濱本氏の提唱した税と互酬性の関係を考える、一つの新たな視点を提供できればと考えている。

II 古代ギリシア・ローマにおける税と互酬性

1 「ホメロスの社会」—税の無い世界？—

古代ギリシア・ローマにおける税と互酬性の問題を考える際、まず我々はいわゆる「ホメロスの社会 (the Homeric Society)」を検討してみることから出発しなければならない。なぜなら、「ホメロスの世界」は濱本氏が挙げている例②に深く関係するからである。いわゆるホメロスの作とされる『イリアス』と『オデュッセイア』に描かれた社会が、歴史上特定されうる社会であるかどうか (historicity) の問題は、「ホメロス問題」の中でも長い間、最も重要かつ困難な問題の一つであった。これに対する一つの解答を与えた研究が、フィンリーの『オデュッセウスの世界』であった (Moses I. Finley, *The World of Odysseus*, 2nd ed. Penguin, 1979 下田立行訳『オデュッセウスの世界』岩波文庫 1994)。フィンリーはこの著書において、ホメロスが特に『オデュッセイア』で描いた社会は、紀元前9ないし8世紀の現実の社会を相当程度反映している、と論じた。その根拠として彼が最も依拠したのが、モース (Marcel Mauss) の『贈与論』であった (森山工訳『贈与論』岩波文庫 2014)。この『贈与論』こそ、互酬性に関するその後の議論の出発点となつたものであった。フィンリーは、ホメロスが描く社

会が、細部の相違は別として、基本的にはモースが『贈与論』で描いた未開社会の「互酬性 (reciprocity)」の原理に貫かれていると主張した。従つて、未開社会が現実に存在するのと同様に、ホメロスの社会も歴史的に存在した (historicity) とする。

モースの『贈与論』によれば、未開社会はいわゆる自然経済とか物々交換によって成り立っているのではなく、財の給付、しかも全体的給付が、交換という形式をとった贈与によって成り立っている。その好例が、マリノフスキイが見事に描写した、「クラ」交換である。この贈与は、現代の我々が理解するような自発的な無償の（つまり見返りを求める）給付とは正反対のものである。それは、義務としてなされ、またその相手は贈与物を受け取る義務があり、かつ返礼、しかもしばしば受け取った以上の価値のあるモノを返礼として給付しなければならない。換言すれば、一種の義務のシステムである。この贈与の当事者となるのは、個人（首長）である場合もあれば集団（家族、部族など）、さらに神々（犠牲）である場合もある。また、贈与されるモノは、具体的な価値ある財物だけでなく婚姻、戦争などあらゆるモノを含む。このような義務が生じる源泉は、モノそれ自身に元の所有者に戻ろうとする靈（マナ）が宿っているという信仰に求められる場合もある（マオリ）。『贈与論』の中で最も有名でかつ他分野にも影響力ある概念は、おそらく「ポトラッチ」であろう。これは、北アメリカ大陸インディアンに代表的に見られる競覇的で破壊的な全體的給付の形態である。

確かに、このような未開社会の特徴をホメロスの社会に見出すことは、それほど困難ではない。例えば、『オデュッセイア』において、オデュッセウスもその息子テレマコスも *xeinos* (クセイノス) として登場するが、このギリシア語はある場合は「見知らぬ人、ガイジン」を意味し、ある場合は「客人」を意味

する。後者は英語で *guest-friend* と訳される。この「客人」たるオデュッセウスやテレマコスに対する有力者たちの対応は、まさしくモースが描いた接待と贈物攻勢に非常に類似している。ポトラッチとすら見える場合があるほどである。もちろん、キュクロープス（『オデュッセイア』第9巻）やライストリューゴネス（同第10巻）のように、暴力で対応する場合もある。従って、客人接待のルール（ギリシア語で *xenia* クセニアという）がすべての場合に実効力を有していたとは言えない。とはいっても、贈物を与える義務、それを受け取る義務、そして返礼をする義務は、登場人物の発言やスピーチの中で、明示的に表明または暗示されていることは、否定できないであろう。また、もう一つ例を挙げるならば、神々への贈与、すなわち犠牲である。『イリアス』も『オデュッセイア』も、いずれも第1巻冒頭から最終巻まで、神々への犠牲のシーンで満ちている。そして、犠牲式の主催者、すなわち犠牲に捧げられるものを提供するのは、やはり有力者たち、すなわち、アキレス、アガメムノン、メネラオス、オデュッセウス、アルキノオスなどである。かれらはふつう「英雄」と呼ばれている。

では、フィンリーの言うように、モースの描く未開社会とホメロスの社会は同一ないし類似している点ばかりであろうか。次に引用するのは、『イリアス』第6巻におけるギリシア側のディオメデスとトロイア側のグラウコスの有名な贈物交換シーンである。戦場で出会った二人は、それぞれ自分の素性を公言する中で、両者の祖父の時代に親交があった、父祖伝来のクセイノス（上記の客人 *guest-friend*）の関係にあることを発見する。祖父の代の親交とは、具体的に言えば、贈物交換であった。両者本人は初対面であるにもかかわらず、祖父の時代の親交に言及することにより、両者も同様に贈物交換（ここでは武具）を行い、戦闘を交えることなく別れていった。

この両者の贈物交換につきホメロスは次のように語っている。

「こう二人は名乗りをあげて、馬車からともに飛び降りると、互いに手を執り交わし、古い友誼を温めあつた。この折またクロノスの子ゼウスが、グラウコスの心をまどわしたので、テューデウスの子ディオメーデースに對して代わりに贈ると、青銅の物の具に代え黄金のを、九牛の値のに百牛の値のものを贈ってやつた。」（ホメロス（呉茂一訳）『イリアス（上）』第6巻（岩波文庫））

ここで注目されるのは、ホメロスは交換されるモノの価値を、この場合は牛を基準にして比較しているということ、そして、交換の際はその等価性を理念としていることである。実際、ホメロスにおいて英雄は自分に対する評価に対して極めて敏感である。この評価は、アゴラ（集会）における分捕り品の分配によって確定する。アキレスとアガメムノンの対立の直接の原因は、分捕り品の（再）分配をめぐるものである。

そして、その遠因は、アキレスに対する長年の低評価（分捕り品の分配に対するアキレスの不満）にある。常に評価の高低、換言すれば分捕り品の質と量、が争点になっている。

さらに、ポトラッチかと見紛うほどの大量の贈物を給付すると主張する英雄たちの発言も見られる。例えば、『イリアス』第9巻の説得の場面におけるアガメムノンのアキレスへの贈物の提供、あるいは同23巻におけるパトロクロスの葬送競技に際してアキレスが提供した数々の賞品などは、贈与されるものの量と質で『イリアス』における他の例を圧倒している。このような椀飯振舞の側面と、先述の分配品に対する評価や等価性に関してセンシティブな側面は、果たして相互に矛盾しているのであろうか。筆者は、必ずしも矛盾しているとは考えない。なぜなら、このような両側面はいずれも、ホメロスの社会にお

いて贈与（交換）がいかに重要な役割を演じていたかを示しているからである。

ところで、ホメロスの社会には税に対する言及は、一見した限り無いように見える。では、なぜ税が無いように見えるのか。互酬性が機能して、給付（贈与）と反対給付（返礼）のバランスが取れている限り、「税」として意識され、制度化される必要はない。王、軍事的・政治的リーダー、コミュニティ、イエ（オイコス）、さらに先述のクセイノスをめぐる対外関係、これらの各レベルで互酬性が完結している限り、税または負担を取り立てるという必要はないからである。つまり、私的なことのみならず公共のこととも、それぞれが分に応じて負担しているのである。それゆえ、分に応じて負担しない場合、例えば『オデュッセイア』において求婚者がオデュッセウス家に居座り、オデュッセウス家の財産を費消しているような場合、これに対してテレマコスは各自順番（*eranos* エラノス）で負担すべきだと批判している。総じて、モースの『贈与論』の世界と同様に、ホメロスの社会でも、給付がまず義務として先に行われるゆえに、後から何かを取り立てるということはないのである。

2 税の萌芽 —『オデュッセイア』第13巻 14-15行—

これまで見たように、ホメロスの社会では、給付がまず義務として先に行われ、後から何かを取り立てるということはない。ところが、『オデュッセイア』に、我々から見て一種の税ではないかと疑わせる次のようなパッセージがある。

「こう（オデュッセウスが）言うと、とうとく畏こいアルキノオスはたいそう喜び、さっそく櫂に馴染のふかいパイエーケスの族人たちに向かっていいうよう、

「よく聞いてくれ、パイエーケスの指導者たちや世話役の方々、この客人は、たいそう物

がよくお判りの方と私は思うのだが、ともかくもさあ、この方に餞別として私らから、世に恥じぬだけの土産を贈ろうではないか、すなわち 12 の地区ごとに、とりわけ立派な領主がたが支配をされ、私自身はその 13 人目になる訳だが、その各自が客人に、よく濯ぎ済めた広布と、下の着衣と、それに価のとうとい黄金の錘りを、寄進してくれるがよからう。それですぐにも一まとめにして、持つて来て貰いたい、それを手に持ち客人が喜びながら、晚餐にも臨まれるように。またエウリュアロスは、客人に言葉と贈り物とをもって、お宥しを願うがよい、とももと言葉が、札を失していたのだからな。」

こう言われると、人々はみなそれに賛意を表して（そうしろと）勧めあい、めいめい土産の品を持って来させに、使いの者を家に遣った。」（ホメロス（呉茂一訳）『オデュッセイア（上）』第8巻 385-399 行（岩波文庫）

「「オデュッセウスよ、青銅を敷き棟高々と構える私の屋敷にあなたが今おいでのうえは、もうはや復たと追い退けて帰っていかれることはいるまい、よしどれほどひどい難難を受けておいでにしろ。されば元老の御身らすべてに、指図をしてこう申しあげる。私の館にいつも立ち寄り、紅く燐めくねぎらいの酒をいつも喫って、歌唱者に耳を貸される限りのかたがたことごとくに。いかにも衣類は、もう客人へと、磨き上げた柩にもう納めてさしあげた、技をつくして仕上げた黄金や、そのほか土産の品も取り揃えてな、パイエーケスの國務に与る方々が、ここへお持ちのものはすべて。それは別とし、さあ皆でめいめい、あの方に大きな鼎か鍋かを贈るとしようではないか、われらの方でもまた邑ごとに代を集めて償いにしよう、個人が無償で醸出するの難儀なことゆえ。」

こうアルキノオスが言われると、それに一同賛意を表して、それから各自臥床につくと、自分の家に向け立ち戻った。」（同第13巻4-

17行)

このパッセージには、有力者たちがクセイノス（オデュッセウス）を送り出すに際して醸出した多大な贈物（餞別）に対して、それを一種の出費ないし負担と捉え、その補填を（恐らく）各地域の住民から取り立てるという仕組みがあることが暗示されている。換言すれば、パイエーケスにおけるリーダーたるアルキノオス、各地の有力者、そしてその有力者が支配する地域の住民、という三者構造を垣間見ることができる。『イリアス』には存在が見えなかったある種の政治集団あるいは支配構造が、『オデュッセイア』には謹ながらその姿を現し始めている、と通常言われている。この箇所はこれを示している好例であり、ここに我々は税の萌芽を見ることができる。

III 古典古代における税とその徵収方法

1 基本前提

さて、古代ギリシア・ローマ社会と言っても、その時期は、（仮にホメロスから始めるとしても）紀元前8世紀から、ユスティニアヌス帝の『ローマ法大全』が編纂された紀元後6世紀前半まで、1300年に及ぶ。ここでは、いわゆる古典古代（Classical Antiquity）、しかも古典時代（Classical Period）に絞って考察することにしたい。とはいって、古典時代とはいつの時代かについては、研究者間において、あるいは考察対象とする分野（文学、法学など）において一致しているわけではない。本稿では、ギリシアについてはアテネの民主制期（紀元前508/7-323/2年）とし、ローマについては、紀元前90年から紀元後212年としたい。前者について異論はないと思われるが、後者については少し説明が必要であろう。周知のように、ラテン文学史においては、古典時代はキケロからタキトゥスを意味する。一方、ローマ法においては、古典時代とはアウグストゥスからウルピアヌスをさす。ここ

で紀元前90年から紀元後212年としたのは、本稿が依拠したクルックの著書に従ったためである⁽³⁾。クルックがこの時期に限定した理由は、紀元前90/89年の立法によりポー川以南のイタリア半島の市民がローマ市民権を取得したこと、そして紀元後212年は、かのカラカラ帝のアントニヌス勅令によりローマ帝国内の全自由人にローマ市民権が付与された年である。クルックの著作は、いわゆるローマ法研究でもローマ社会史研究でもなく、ローマの法と社会の関係、あるいは社会における法を研究対象としたものである。その意味で、税制を互酬性の観点から考察するという本稿の方法論に適合的なのではないかと考える次第である。

まず、古典古代の基本前提から出発したい。ポリスが近代国家とは根本的に異なることはいうまでもないが、そもそも「国家」とみなしてよいのか、さらにその場合、国家とは何を意味するのか、という根本問題は、本稿では扱わない。ここでは公的活動を代表する単位として、アテナイの場合はポリス、ローマの場合は国家（共和国または帝国）という表現を使って、以下の議論をすすめてゆく。ポリスないし国家の歳出事項の最大のものは、いうまでもなく軍事予算である。これは原則として市民の義務であり、また有力者は数々の特別の貢献をしなければならない。次に戦争以外の公務、すなわち現在で言えば、行政、立法、そして司法（裁判）に関しては、アテナイとローマでは大きな相違点はあるが、少なくとも共和制ローマと民主制アテナイにおいては、基本的にはこれらは市民あるいは（ローマの場合）貴族（元老院）と平民が義務として担った。但し、ローマ帝国になると相当事情は異なってくる。さらに、教育および社会保障は、基本的に各人ないし各イエの責任、ないし負担となる。例えば、アテナイでは「ヒュブリス（hybris）法」と呼ばれる法律があった。ヒュブリスは、通常、傲慢とか暴

戻とか訳される。その起源および実効性については不明な点が多いが、その法律の骨子は「自分の父母、妻、子供、奴隸、などにヒュブリスをはたらいた者に対して、誰でも訴えを提起できる。この裁判で有責判決をうけた被告に対する刑罰の幅は非常にひろく、最高刑として死刑もありうる。」というものである。では、いかなる行為がヒュブリスなのか。驚くべきことに、ヒュブリスの中には、未亡人あるいは未婚の娘を結婚ないし再婚させないことも含まれた。なぜなら、彼女らを独りにしておくことは、誰も扶養しないことになるからである。このヒュブリスに関する訴訟が実際に提起された例はほとんど見られないが、法廷弁論の中では「ヒュブリスを働いた」という表現はしばしば用いられ、また「ヒュブリス法」も引用される⁽⁴⁾。

ところで、戦争以外の歳出事項の中で最大のものは、宗教的な行事ないし儀礼にかかる費用であろう。その代表が合唱隊奉仕（コレギア, *choregia*）である。周知のように、ギリシア悲劇はディオニュソスを祀る宗教的な祭典の一環として上演され、観客は料金を払って観劇するどころか、その反対に観劇手当を支給された。その財源はどこから来たのかを探ることも重要かも知れないが、ここでより重要なのは上演に関する莫大な費用を誰が負担したのかという問題である。とくに劇の中で枢要な役割を果たす合唱隊（コロス、コーラスの語源）の維持費用を負担したのは、裕福なアテナイ市民であった。

彼らはまた、上記の特別の戦争費用を負担する階層でもあった。このような基本事情を踏まえて、まずアテナイにおける税の特徴を次に検討したい。ローマについては、3で改めて考察する。

2 アテナイにおける在留外人（メトイコイ、*metoikoi*）と公共奉仕（レイトルギア *leitourgia*）

上述のように一般市民には納税義務は無い。これに対して、市民ではない者は、理論上納税義務があることになる。奴隸は度外視するとして、在留外人（メトイコイ *metoikoi*）について言うと、彼らは政治的権利は無いが、無制限にアテナイ滞在を認められている代償として、納税義務が課される。在留外人が男性の場合、年間 12 ドラクマ、女子は 6 ドラクマ、もし支払わなければ奴隸になる（この例として、哲学者クセノクラテス）。また命令があれば、兵役の義務もある。もし国外逃亡すれば、二度とアテネに帰国することはできない。

ところで、奴隸以外の外国人がすべて在留外人（メトイコイ）の地位を有していたのかどうかについては、学界の論争は続いている。しかし、全ての外人がメトイコイということはなかったであろう。なぜなら、メトイコイとなれば全ての者が納税と兵役義務を負わなければならないゆえ、これは特権というよりはむしろ義務である。確かに、アテナイに在留するメリットは大きい。なぜなら、アテナイの商業ないし金融業を担うのは基本的に在留外人もしくは奴隸であったからである。前者の例としては、弁論家のリュシアス一家、後者の例としては、大銀行家パシオンやその部下ポルミオンが挙げられる。後者は、いずれも解放されて自由人となった。とはいっても、外人が全員メトイコイになった、あるいはそれを望んだとはやはり考えにくい。

次に、公共奉仕（レイトルギア、英語では *liturgy*）について考えてみる。この語はマックス・ウェーバーの著作（『経済と社会』『古代農業事情』など）にもよく出てくるが、なかなか理解しにくい言葉である。英語では *public service*、すなわち「公共奉仕」と訳される。因に、キリスト教用語では「聖餐式」で

ある。果たして、これは税金と言えるのであろうか。レイトゥルギアはアテナイ市民の富裕層、または特定のレイトゥルギアに関しては、在留外人にも課せられる。代表的なものは、まず軍事に関して、三段櫂船の艤装義務 (*trierarchia*) および戦時財産税 (*eisphora*) がある。後者については、財産交換 (*antidosis*) に関して、次に紹介することにしたい。他方宗教に関しては、先述の合唱隊奉仕義務 (*choregia*) が代表的なものである。アリストテレス『アテナイ人の国制』56章3節には以下のように説明されている。

「次に（アルコンは）悲劇競演のために合唱隊奉仕者として全アテナイ人中から最も富んだ人三名を任す。以前には喜劇競演のためにも五人を任じたが、今ではこのためには部族が人を出す定めである。次にアルコンは部族が出した合唱隊奉仕者を受け取るが、彼ら合唱隊奉仕者はディオニュシア祭における大人や子供の合唱隊および喜劇のためと、タルゲリア祭における大人および子供の合唱隊のために出され（ディオニュシア祭のための者は部族ごとに、タルゲリア祭に対しては二部族ごとに一人が出され、二部族の一つが順番にこれを出す）、彼らのためにアルコンは時には財産の交換をも行わしめ、また誰か同じ公共奉仕をすでに行つたとか、他の公共奉仕を行つて免役の期間が未だ過ぎぬ故この義務を免除されているとか、或いは法定の年齢に未だ達せぬとか言つ者があれば、かかる口実を陪審廷に通達する。何となれば、少年のための合唱隊奉仕をする者は四十歳以上に達しておらねばならぬ定めだから。アルコンはまたデロスの祭りに送る合唱隊奉仕者や、若者をそこに送る三十櫂船のための使節長を任命する。」⁽⁵⁾。

合唱隊奉仕に任命された者は、合唱隊の練習費用や食費を賄わなければならぬのである。これは各種の合唱隊の人数を合計すると相当数に上り、練習日程も長期にわたること

から、莫大な費用がかかる。それゆえ、最富裕層から三名選出されるのである。また、その負担があまりに重いため、財産交換（アンティドシス *antidosis*）という制度が存在したが、これについては改めてIVで紹介したい。合唱隊奉仕に任命された弁論家のデモステネスが、ディオニュシア祭において、合唱隊の練習中に暴行を受けた事件をデモステネス自身が原告となって加害者のメイディアスを訴えた事件が、彼の法廷弁論 21 番『対メイディアス弁論』として伝わっている。この弁論の中でメイディアスの行為をヒュブリスとして、デモステネスは非難している。尚、メイディアス自身もまた、合唱隊奉仕を担当したことが描かれている。尚、メイディアスはデモステネスが未成年であった時期の後見人であり、両者は親戚関係にある。いずれにしても、両者ともアテネの超富裕層に属することは間違いない。このほか、アルキテオロス (*architheoros*) と呼ばれる者は、オリンピア（オリンピック）およびピュティアの祭典に出場する選手の費用を賄う任務を負う。これらの祭典のサービスを行う富裕市民の数は、毎年 100 名程度であった。

次に、三段櫂船奉仕について略述する。これは戦争で使用される三段櫂船の艤装およびメインテナンス費用を負担するものである。さらに海外に出港する時は、その船長となる。ただし、当然のことながら、全ての人が船長になる能力、気力、時間等を持ち合わせてはいないので、他の人に金銭を支払って、船長を代行してもらうもできる。紀元前 411 年以降、奉仕は 2 名で担うことになるが、その後さらにその数は増加してゆく。

三番目は、4世紀に導入された、税金立替役（プロエイスフォラ *proeisphora*）である。この者は本来の納税義務者からの税金を立て替え、その後、納税義務者から徴収してまわる。この役に任命されるのは、毎回、つまり徴税の度ごとに 300 名である。では、彼らが

立て替えるもとの税、エイスフォラ (*eisphora*) とは何か。これは「戦時財産税」と訳されるが、その名の通り、戦時に各自の財産に応じて課される、特別ないし臨時の税である。戦時に例外的に、財産に応じて課されるということ自体が、通常時（平時）には市民は課税されないという原則を裏から示している。同時にまた、一定の財産があることが要件であるということは、財産のあまりない市民は無税であることを意味する⁽⁶⁾。

3 ローマ帝国における皇帝の奴隸と財政

次に、古代ローマにおける税について概観する。本稿で扱う期間に、ローマは共和制から元首制ないし帝国へと発展する。しかし、このような国制の変化にもかかわらず、市民と国家の関係は基本的には一貫している。以下、それをローマ法に基づく権利義務関係から一瞥する。まず、権利から始めたい。ローマ市民は、政治的な権利、つまり投票権を有する。ただし、ローマ国民 (*populus Romanus*) が立法のため投票権行使するために呼ばれた最後の事例はネルヴァ帝の時（Marcus Cocceius Nerva、在位紀元後 96-98 年）であり、それ以降は投票権行使したことはなかった。第二に、役職ないし公職に就くことができるローマ市民のみである。解放奴隸は就けない。そこで帝国経営のため増大する官僚は、アウグストゥス以降、基本的に解放奴隸が担うことになる。第三は、上訴権。市民は最初になされた判決に対して別の法廷、例えば皇帝ないし皇帝の代理に上訴することができた。元首制期に裁判制度が革新されることによって、民事事件の上訴件数は飛躍的に増大した。因に、刑事事件については、死刑判決に対する上訴は、共和制期の *advocatio ad populum* から、*appeal to Caesar*、つまり皇帝への上訴に変わった。但し、この市民の特権の御利益は次第に弱まっていった⁽⁷⁾。第四は、商業ないしビジネス (*commercium*)

と婚姻 (*conubium*) の権利である。これらの権利を取得することが私法上とりわけ重要なになってくるにつれ、公職につく権利とならんで、これらの権利が外国人 (*peregrines*) がローマ市民権を取得しようとする主要なインセンティブとして働く。なぜなら、これによつてほかのローマ市民の財産を取得する道が開かれるからである。外国人は基本的に被支配者であり、彼らはローマ国家が彼らに市民権を与えようと選んだ限りでその特権を有したに過ぎない。しかし、一般的には、ローマは外国人が自分自身のコミュニティで有していた公権および私権を、公共の安全とローマ上層部の支配維持を害さない限り、保護したのである。

他方、市民はどのような義務を負うのであろうか。第一は、兵役（従軍）義務である。紀元 1 世紀でも強制徴用が依然として行われていたが、同時にボランティアも行われていた。軍隊の大部分は志願兵とプロであり、市民は正規軍に、外国人は補助軍 (*auxilia*) に配属された。

第二は納税義務である。この点でローマはギリシア（アテナイ）とは異なる。ただし、税によりローマ市民と外国人のどちらにかかるかが異なっていた。最も重要な税は土地税である (*tributum/stipendium*)。しかし、これはイタリア半島以外の土地にかかるのであって、主に負担するのは外国人である。しかし、属州にすむ市民の数が増えるということは、イタリア半島以外の土地を有する市民が増えるということであり、この税を負担する市民も増加する。他方、市場での売買、奴隸売買、奴隸の解放、税關などには間接税がかかる。これは市民であれ外国人であれ、誰が為そうと当該取引のすべてにかかる。但し、例外が一つある。財産税、即ち *vicesima hereditatium*、つまり相続に際して 5 パーセントの税がかかった。これを負担するのはローマ市民だけであった。アウグストゥスが開

始したが、これには常に不平が伴い、そのたびに修正を余儀なくされた。歴史家カッシウス・ディオによれば、紀元 212 年のカラカラ帝の市民権拡大、いわゆるアントニヌス勅令 (*Constitutio Antoniniana*) の真の目的は財政を潤すためだった。また、帝国に住む自由民は、その在住の地方での税も負担した。但し、元老院議員はこの負担を免れた。それ以外にまた、地方在住の土地財産を有する階層には、通常の公共奉仕義務 (*munera*) が課されたが、それに加えて軍隊が行軍する際、宿舎を提供する義務、食事を支給する義務などもあった。

最後に、市民の義務として、ローマ法上、後見人、裁判人ないし陪審員となる義務が課された。とは言え、総じて言えば、ローマ国家は市民には寛容であった。つまり多くの義務を課さなかった。しかし、個人の領域に全く介入しなかったというわけではない。例えば、12 表法では数々の分野で市民の生活や、葬式埋葬に介入している⁽⁸⁾。

以上から明らかなように、ローマにおいても市民は税を負担しない。負担するのは外国人である。この原則は貫かれている。土地に課税される場合も、その対象は原則としてイタリア半島以外の土地である。但し、アウグストゥスが開始した相続税はアテナイ（ギリシア）とは異なるローマの特徴である。さらに、アテナイとは決定的に異なる点は、市民の範囲が拡大されたことであり、本稿で扱う時代ではすでにイタリア半島から最終的には帝国全土の自由民に拡大される。また、当初のポリス (*civitas*) としてのローマの市民もイタリア半島以外の土地を所有するため、土地税を負担することになる。もちろん、公共奉仕義務 (*munera*) はギリシア同様に富裕層

（大土地所有者層）が負担する。また、アテナイと異なり、裁判人ないし陪審員になることは公務であるため、報酬（手当）は支給されない。いずれにせよ、ローマは帝国として

発展したため、行政事務負担は莫大なものであり、その大部分は皇帝の解放奴隸が担った。従って、行政の中で最も重要なものは財政事務 (*fiscus*) であった。

では、アテナイにせよ、ローマにせよ、どのようにして税は徴収したのであろうか。次に、税の徴収方法およびメカニズムについて考察したい。

IV 徵税の競売

これまで古典古代の税制と基本原則を述べてきた。つまり、①一般市民は兵役を始めとして種々の義務を負う見返りとして、一般的な納税義務は無い。②しかし、それでは国家財政は賄えない。特に戦時および宗教行事等では莫大な支出を必要とする。それを賄ったのは富裕層の公共奉仕である。③これとは対照的に、外国人は一般的に何らかの納税義務を負う。

では、具体的にどのようにして徵税は行われたのであろうか。濱本氏も指摘するように、納税者と徵税者にとって納税のコストが大きすぎると、一体何のための徵税かわからなくなる。これは古代でも現代でも同じであろう。では、徵税機構（国税庁・税務署）もマンパワー（国税庁税務署職員・公認会計士・税理士）も持たない古代では、税をどのようにして徴収したのであろうか。そこでは、現在の我々から見て、驚くべき制度を有していた。それは一言で言えば、徵税の競売（オークション auction）と請負（farming）である。

1 ギリシアのアンティドシス（財産交換 *antidosis*）

上に見たように、公共奉仕（レイトゥルギア）は、確かに一種の義務である。と同時に、いわば権利ないし特権もある。なぜなら、これによって自分がポリスにいかに貢献したかを示すことができるからである。実際、デモステネスをはじめとする弁論作家の政治

(民会) 弁論や法廷弁論では、この貢献が聴衆である一般市民にアピールして支持を得る手段としてしばしば使われている。この義務と特権の微妙なバランスにより、それは「流通」する。あるいは、こう言ってよければ、競売（オークション）の対象となる。アテナイのアンティドシス (*antidosis*) がまさにこれであり、「財産交換」と訳される。この手続きは一年に一回だけ、指定の日に行われる。

公共奉仕の担当とされた者は、誰であれ、二つの選択肢から一つを選べる。すなわち、奉仕をするのが不満ならば、自分よりも裕福だと思う別の人に対してチャレンジをする。つまり、相手の方が裕福だから、自分の代わりにお前がやれというのである。チャレンジされた人は、その公共奉仕を引き受けるか、もし、自分が貧しいと思えば、自分の財産を全部相手に引き渡して、公共奉仕を免れる。この二者択一である。もし、引き受けもせず、また財産交換もしなければ、法律によって罰を被る。この点はあらゆる公共奉仕に共通であった。しかし、法律によって罰せられるだけではなく、引き受けるべき公共奉仕を引き受けなかつたという社会的評価は、当事者に大きなマイナスをもたらすであろう。

このアンティドシスの論理自体は、全く合理的であるようにみえる。権利と義務の微妙なバランスの上に成り立っている、換言すれば、単純に権利とも義務とも言い切れない公共奉仕という制度を、強制ではなく個人の自発性に依存して維持するための巧妙なシステムとも考えられる。しかし、実際にこの手続きが行われたらどうなるのであろうか。住み慣れた住居や農地、工場などの自分の財産を放棄して、相手と交換できるのであろうか。それゆえ、研究者の中にはこの制度の信憑性を疑っている者もいる。ある研究者は、これは公共奉仕をする資格ないし義務があるかどうかを争っているのであって、財産交換は一つのフィクションであるという。しかし、彼

らの解釈は必ずしも成功はしていない。アンティドシスに関する4つの事例がある。デモステネス弁論第27番79章、同第42番19章および27章、リュシアス弁論第4番1章である。これらの資料の字面をみるとかぎり、アンティドシスの存在を否定することはできない。とはいっても、これが頻繁に行われたとは思われない。おそらく、チャレンジされた者は、奉仕もしたくないが、さりとて財産交換もしたくない。もし、チャレンジした者（原告）が、相手が要求に応じないという書面を担当役人に提出すると、役人は裁判人による法廷を準備する。この場合の裁判はディアディカシア (*diadikasia*) の形式をとる。この裁判には原告と被告の区別は無く、裁判人はどちらが奉仕を遂行すべきかをただ単に決めるだけである⁽⁹⁾。

次に、アンティドシスに関する具体的な事件を扱った、デモステネスの法廷弁論第42番『パニッポスへの抗弁』を紹介したい。この弁論の話者（名前は明らかにされていない）はプロエイスフォラ (*proeisphora*) を割り当てられたが、最近多額の金銭を失った。プロエイスフォラというのは、エイスフォラ (*eisphora*)、つまり戦時費用を賄う財産税、の立替（代わり *pro*）のことである。エイスフォラ、戦時財産税と先述の三段櫂船公共奉仕は異なるものであるが、いずれも富裕層が担当すると言う点では共通である。三段櫂船公共奉仕についてはシュンモリア (*symmoria*) とよばれる1200名の富裕層グループが負担した。アテナイはクレイステネスの改革により10の部族に分けられたが、シュンモリアは各部族から2つ、合計20存在する。シュンモリアごとに60名選ばれたので、 $20 \times 60 = 1200$ 名となる。アテナイの男性成年市民の数は、仮に紀元前5世紀で4万人、4世紀には2万5千ないし3万人程度と考えると、シュンモリアは市民全体の上位3～4%ということになる。さらに紀元前

340年には、シュンモリアごとの最富裕層15名、合計 $15 \times 20 = 300$ 名が立替係となった。全市民の1%である。繰り返し言うが、立替が義務なのか特権なのかは、微妙な問題である。三段櫂船に関するシュンモリアとここで問題となっているエイスフォラについてのシュンモリアが、果たして同一集団なのか別集団なのかについては、学説の対立がある。しかし、本稿ではどちらであってもかまわない。要するに、最富裕層の話である。

話を戻すと、この事件の相手方パイニッポスは裕福で、しかもまだ一度も公共奉仕をしたことがない。そこで、立替者として指名した。つまりチャレンジしたわけである。当初、パイニッポスは財産交換に応じたようである。そして、話者はパイニッポスの財産を調べ、彼の納屋を封鎖し、一方自分の財産のリストを作成した。相手方の納屋を封鎖したのは、勝手に財産、ここでは納屋、家屋、農地、放牧地など、に変更を加えるのを防ぐためである。ところが、パイニッポスは納屋の封鎖を自力で解除し、また期限までに財産リストを作成しなかった。そこで話者はパイニッポスがアンティドシス手続きをきちんと履行しないと担当役人に主張した。他方、パイニッポスは話者がきちんと財産リストを作成していないと反論した。こうして、アンティドシスが暗礁に乗り上げたので、ディアディカシア(*diadikasia*)をいざれかが要求したように思われる。しかし、このことは裁判人が交換の詳細をきめることを意味しない。この事件のように、一旦はアンティドシスが開始された場合、次のディアディカシアでの裁定はどうになるのであろうか。準備された財産リストや封印は復元されるのだろうか。いずれにせよ、アンティドシスの具体的な手続きは、私的に執行されてゆくので、その復元も容易ではない。はっきりしていることはディアディカシアでは裁判人は、二人のうちいざれが奉仕を遂行すべきかだけ決めるというこ

とである。多くの弁論作品同様、残念ながら、この事件の結果を我々は知らない⁽¹⁰⁾。

2 ローマの徵稅請負人(プーブリカーニー、*publicani*)

次に、ローマに移ろう。ローマ共和制から帝国において、その巨大な財政を支える重要な手段は徵稅の請負である。組合(*societas, partnership*)に関する議論は、今日ではいわば会社法にあたるものであろうが、ローマの中でそれほど多くはない。とはいって、組合はいわゆる諾成契約の一つであり、ファイナンス目的から家(産)維持まで、幅広い機能を有していた。その中でも特に重要なのが、徵稅請負人(*publicani*)に関する議論である。これは、組合のきわめてローマ的な一形態である。その実態は、両替、預金、金貸しである。そのオペレーターの名称は種々あれど、その機能は重なる場合がある。裕福な家はかならず金貸しをする。これは *kalendarium* と呼ばれ、さらに職業としてやれば *daneista, faenerator*、さらに銀行家となると、*nummularii* とか *mensularii* と呼ばれる。銀行業にも大小あるが、預かりと貸し出しの両方をやる。このトップは *argentarii* と呼ばれた。

組合(*societas*)に関する一般的な法ルールのうちで、この徵稅請負人(*publicani*)に適用されるルールだけが、実質的に例外といえるものである。彼らはまとまった数の役人がいない時代、つまり共和制においては、全ての間接税と裕福な属州のいくつかの直接税(*tributum*)を徵収する役を担った。彼らには組合が不可欠な方法だった。なぜなら、徵収額があまりに多額であったので個人では担えなかった。キケロの時代が彼らの全盛期であった。皇帝は彼らから徵稅権を奪おうとしたが、彼らは長い間、間接税、例えば、市場での売買、奴隸の売買および解放に伴う税、関税等の徵収を請け負った。キケロの『ウェッ

レース弾劾演説』が主要資料である⁽¹¹⁾。以下、そのルールを略述する。

共和制において、税はケンソル（監察官、censor）によって、彼らの *lustrum*（5年毎の清めの儀式）に基づいて請負に出された。この慣行は元首制期にまで続いた。そこで徵税請負人の組合は、この5年毎に再結成されねばならず、長期継続はできなかった。ケンソルはどの組合でも請負から排除する権限を有していた。同じグループが再結成されることは十分考えられるが、恐らく経理を引き継ぐことはなかったであろう。このやり方には、いくつかの長所があった。①パートナーの一人が死んでも、かれが代表者（managing director）でないかぎり、組合は解散しなくてよい。②訴訟も提起されない。③メンバーは、株主のように出入りすることができた。しかし、この点を裏付ける資料根拠は薄い。④ *senatus consultum Macedinianum* は適用されない。この元老院議決はウェスパシアヌス帝の時に制定され、家長権に服する子に対するローンは詐欺のことが多いので、債権者はそのようなローンを根拠にして訴えを起こすことはできない。しかし、この元老院議決は適用されないので、家長権に服する子（*filiis familias*）は組合のパートナーになることができる。ところで、徵税請負人組合は、法人格を得たのであろうか。ここでは法人論の難しい議論には立ち入らないが、ある種の団体（*collegia*）は、共通の金庫、それ自身の財産を持ち、奴隸解放、遺産相続をしていったという意味で、法人であった。徵税請負人組合も同じ特権を有していたかどうかは不明である。その最盛期、つまりキケロの時代には、たしかに共通の金庫と奴隸を有していた。しかし、これは法的に定式化されなかった。

法務官は、徵税請負人の使用者（自由人であれ奴隸であれ）が行った窃盗または損害に対して特別の訴権を付与した。従って、これによって、もしそれが奴隸の場合に、雇用者

はそれ以外の場合では用いることのできる加害者委付（*noxiae datio*）の手段をとることはできず、金銭賠償をしなければならない。ネロ帝は徵税請負人の強欲さを抑制しようとして、新しいルールを導入した。その中で最も重要なものは、彼らに対する訴訟を特別（*extra ordinem*）法廷にもちこむことであった。だが、タキトゥスはこれを嘲笑し、徵税請負人はすぐすり抜けると断言している。とは言え、このルールによって収益性の減少が生じ、それが彼らがその職業を次第に放棄する方向を推進した、ということは十分ありうることだった。しかしながら、少なくともエジプトでは、トラブルは依然として紀元後3世紀まで続いた⁽¹²⁾。

V むすびに代えて —プラトン『法律』における税—

最後に、プラトンの『法律』における税金に関する叙述を、結びに代えて見ておきたい。これは、一見、唐突に思われるかもしれない。しかし、現在筆者は、この『法律』という作品をプラトンの哲学と当時のアテナイの社会状況を相互に比較参照する絶好の材料として、解読している。丁度、クルックがローマの法と社会を解読する絶好の資料としてユスティニアヌスの『ローマ法大全』やガイウス『法学提要』を読んだように。これによって、本稿のテーマである税と互酬性の関係を考察する何らかの手掛かりが得られないかと考えている。

まず、該当箇所を引用する。尚、翻訳はすべてプラトン（森・池田・加来訳）『法律（上）（下）』（岩波文庫、1993）に従う。

「さて、われわれの法律が、その根底において目指すことは、人びとがもっとも幸福になり、できるかぎり互いに仲よくするようにということであった。しかし、互いのあいだに多くの裁判沙汰や多くの不正があるところでは、市民が仲よくすることは

不可能である。それが可能なのは、こうした市民相互の裁判沙汰や不正が、できるだけ小さく少ないところである。ゆえに、国内に金銀があつてはならないし、手仕事や賤しい利貸しや家畜の飼育によって、多くの金を儲けることも許されない、ただ農業が与え生みだすものに満足すべきであり、それも金を儲けているうちに、財産のほんらいの目的を、つい忘れさせてしまうことのない程度にとどめるべきだというのが、われわれの主張である。そしてその目的とは、魂と身体であるが、それらは体育その他の教育をうけることなしには、言うに足るほどのものにはなりえない。

したがって、財産への配慮はいちばんあとにすべきであると、一度ならず、われわれは語ってきた。というのは、すべての人間が真面目に関心をよせる対象は、全部で三種類あるが、そのうち財産に対する関心は、もしそれが正しい仕かたでよせられているならば、最後の、三番目のものであり、身体へのそれが中間のものであり、魂へのそれが第一のものだからである。したがって、いまわれわれが論じている国制も、もしこのような順序で価値判断を行なうならば、法律が正しく制定されることになる。しかし、もしそこで定められる法律のうちのあるものが、節度よりも健康を、健康や節度よりも富を、国家においてより尊敬されるものとしていることが明らかになるならば、その法律が正しく定められていないことは、明白である。それゆえ、立法者は、たびたび自分にこう問わなくてはならない、「わたしは何を狙っているのか」「わたしはこの的を射とめるだろうか、それとも目標をとり逃がすだろうか」と。こういうふうにすれば、おそらく彼は自分で立法をなしとげ、後からくる人びとの手間を省くことができるだろうが、これ以外の方法は何一つとして成功しないであろう。

さて、割当てをうけた者は、その分配地を先に述べた条件で、保有すべきだとわれわれは主張する。ところで、もし各人がほかのものも、すべて等しいものをもって移住してくるなら、好都合だったであろう。しかし、それは不可能で、ある者はより多くの、ある者はより少ない財産をもってやってくるだろうから、いくつかの不等な財産階級が設けられなければならない。これは多くの理由によるが、とくに、国家が万人に均等な機会を提供するためである。すなわち、役職(*archai*)や税金(*eisphorai*)や分配金(*dianomai*)の決定にあたって、万人の価値を、たんに祖先や彼自身の徳性、あるいは身体の強さや姿かたちだけでなく、富や貧しさをどう用いるかによっても、評価するためであり、こうして人びとが栄誉や役職を、等しくはないが釣り合いのとれた分配によって、できるだけ公平に与えられ、争うことがないようにするためである。これらの理由から、財産の大きさによって、第一、第二、第三、第四、とよばれる—あるいは何か別の名前でもかまわないが—四つの財産階級がつくられなければならない。人びとは同じ階級にとどまる場合もあれば、貧乏人から金持ちへ、金持ちから貧乏人へと、各人が各人にふさわしい階級へと移っていく場合もある。」(森・池田・加来訳『法律(上)』岩波文庫 1993 第5巻 743C 5~744D 1)

「わたしたちの国では、何ぴとも輸出品や輸入品に対する税金を払う者はいません。乳香その他そのような神事に用いる外国の香料、また国内に産しない深紅色染料やその他の染料、あるいは外国から原料を輸入する必要がある、その他の不急不要の目的のための技術にかかるもの、これらを輸入してはならないし、また国内にとどめることができても必要であるものを、輸出してもならない。さらにこれらすべての事

柄については、護法官のうち最年長の五人を除いて、それにつづく一二人のものが、検査官及び監督官の役にあたる。

武器その他戦争に関するいっさいの装備については、もし何らかの技術、植物、金属製品、縛るためのもの、ある種の動物を、軍事目的のために輸入する必要がある場合には、騎兵隊長と将軍とが、それらの輸出入を管理し、国家がこれらの受け渡しを行います。そしてそれらについての適当で十分な法律は、護法官がこれを制定することになるでしょう。しかし、この種の軍需物資であれ、その他何であれ、金儲けのための商売は、わたしたちの国では、地方においても、都市においても、どこでも行わってはなりません。」(『法律(下)』第8巻847B7-E1)

「同じ規則が、在留外人の登録についても適用されるものとする。誰でも希望する者は、次の条件で国内に居住することが許される。すなわち、住むことを希望し、またその可能な者は誰でも、外国人として家を与えられるが、彼は技術を持つ者で、また登録の日から二〇年以上滞在してはならない。彼は行きを正しくする以外に、どんなわずかな居留民税をも支払う必要はなく、さらに売買のため税金を支払う必要もない。滞在期間が過ぎたら、自分の財産をもって退去することとする。しかし、もし其の期間中に、何か国家に対する十分な奉仕という点で、言うに足るほどの人物になったならば、そして在留期間の延長、もしくは終身の滞在が公に認められることを要求した場合、政務審議会と民会とを説得しすると信じるならば、彼は出頭して、国家を説得し、説得に成功した事柄は、彼に対して完全に実行されなければならない。在留外人の子供たちについては、彼らが職人であり、すでに一五歳に達しているならば、その滞在期間の始まりは、一五歳に達

したときからとする。そして彼が上述の条件で二〇年間滞在したならば、どこへでも好むところへ行かせる。しかし、もし彼が留まることを希望するならば、先と同様に、説得に成功すれば、滞在させることにする。しかし、退去する者は、以前に役人のところで記入した登録を、消してゆかなければならない。」(『法律(下)』第8巻850A5-D2)

「祖国に奉仕する何かの役職についている者たちは、贈物を受け取ることなしに奉仕をしなければならない。「よい行為に対しては、ひとは贈物を受け取って当然である。悪い行為に対しては、そうすべきではないにしても」というような言い訳はしてはならないし、また、それは褒められる言葉でもない。というのも、公職にある者が公平な決定を下し、そしてその下した決定を固く守り通すということは容易なことではないからであり、そこで「贈物を目当てに奉仕してはならない」という法律の言葉に耳を傾けて従うのが、いちばん安全な道となるからである。だが、もしこの規定に従わないで、裁判によって有罪となった者は、一律に死刑に処せられるべきである。

国家に税金を納める件についていえば、種々の目的のために、各人の財産高は査定されていなければならないが、その上また各部族の成員は、その年度の収穫量を文書にして地方保安官のもとに申告しなければならない。それは、二種類ある課税方式のうちのどちらであれ、当局者が望ましいと思う方法を採用するためである。すなわち、査定された財産高全体の一部を徴収するか、それとも、その年度に生じたその時々の収入の一部を徴収するか、当局者は毎年考慮して、適當と思われる方を採用するためである。ただし、共同食事のために徴収される分は、これとは別である。

神々に対する奉納品は、節度をわきまえ

た人なら、適度なものを捧げるべきである。さて、土地と家の竈とは、すべての人によつて神々全部に捧げられた聖なるものとされている。だから、それらのすでに聖なるものを、誰ももう一度神々に捧げるようなことをしてはならない。また金と銀は、他の国々では個人の家にも神殿にも用いられているが、これらはひとの嫉みを招きやすいものである。また象牙は、生命を失った肉体から取られているのだから、清浄な献納品ではないし、鉄や青銅は、戦争の道具である。しかし木製品は、一片の木からできているものなら、望みのものを公共の神殿に捧げてよろしい。また織物は、一人の婦人が一か月で仕上げる程度以上のものでなければ、よろしい。色は、ほかのものにおいてもそうだが、とくに織物においては、白が神々にはふさわしいだろう。染料は、軍隊の飾り物以外には使用されではならない。しかし、神々に差し上げるのに最もふさわしい贈物は、鳥や、一人の画家が一日で仕上げができる程度の絵である。そしてその他の奉納品も、これらのものを範にしたものでなければならない。』(『法律(下)』第12巻 955C5・956B3)

このように、プラトンは晩年の大作（紀元前350年頃執筆）『法律』の中で、何度か税について言及している。注目すべき点を以下に列挙する。

第一に、プラトンは財産により市民を4つのグループに分けている。決して平等(対等)には捉えていない。なぜなら、新しいポリスに植民する際に、入植者は手ぶらで来ないからである。土地を平等に分配したとしても、各市民の出発点が異なるのである。この点をプラトンは非常に冷徹に見ている。

第二に、新しく建設（入植）するポリスを一種ブリミティブで閉鎖的なものに想定している。商業ないし交易を推奨しない。それゆえ、税を外国人や商業取引から取るという発

想がほとんどない。

第三に、とは言え、一方では外国人の居留を許し、例外的には永久に滞在する可能性も認めている。その際、評議会（政務審議会）と民会を説得する決め手となるのは、ポリスに対する貢献（奉仕）である。

第四に、これは非常に面白い点であるが、役人（公職者）は、見返り（贈与）を求めてはいけないとプラトンは強調している。これは、恐らく、現実には贈与（賄賂）が横行していたことを裏から物語っている。アテナイにおける賄賂およびそれに対する責任追及システムについては、既にわが国では、橋場弦氏や佐藤昇氏の研究があるので、それに譲りたい。

第五に、収穫高に関する税額の算定方法として、出来高制でいくのか、あらかじめの査定額に従うのか、選択制をしている。この点は、現在の源泉徴収制と個人申告制のふたつの制度を彷彿とさせるものがあり、非常に興味深い。プラトンの先見性というべきか、税の徴収方法（コスト）問題の普遍性というべきであろうか。

最後に、神々への贈物、すなわち犠牲について、プラトンは極めて禁欲的というか、自制的である。『法律』第10巻で無神論を批判したプラトンが、神々への犠牲という、ギリシア宗教で最も基本的な制度に対してどれほど冷静かつ冷徹に眺めていたかを想像することができる。この点だけ取り上げてもプラトンがいかに偉大な思想家だったかがわかると感じるのは、一人筆者だけであろうか。

以上、本稿では税と互酬性の関係に対して、古代ギリシア・ローマ世界を素材として考察してきたが、この関係は予想通り、あるいは予想以上に複雑であり、一義的な解答は全く望めないことが判明した。古代社会はブリミティブで単純という我々の先入観を全面的に覆すほど、我々には奇妙な制度が存在する。しかし、この奇妙さは表面的なものであり、

そのメカニズムを因数分解してゆくと、結局のところ、税に関する強制と自発性の問題に行きつくのではないだろうか。これを古代における官僚機構の不存在ないし未発達として、処理することは容易い。しかし、濱本氏が冒頭に指摘したように、税に伴う種々の「コスト」を考慮するとき、古代ギリシア・ローマ世界の経験は、我々に常に反省と再考を促すほど貴重であり、また強力でもある。

最後に付論として、プラトン『法律』に対するフランス版のテキスト (Budé 叢書) の序文に付されたルイ・ジェルネの解説のなかで、本稿に関係すると思われる該当箇所を紹介して本稿を終えたい⁽¹³⁾。

「共同食事 (*syssitia*) の件では、プラトンの叙述に若干の揺れがあることは否定できない。共同食事の制度はドーリアの諸都市を特徴づける。例えば、それはスパルタに存在し、各市民に課される現物の提供という方法によって機能したのである。それはクレタにも存在したが、その方法はよくわかつてない。プラトンが『ノモイ』で構想したポリスに対して共同食事を定めたことは、何度も繰り返しこれに言及していることから明らかである。しかしそのルールを設定していない。地方保安官 (*agronomos*) と領域の監視のために彼に従う独身の若者の部隊は、この共同食事の制度の下に置かれる (第6巻 762C)。しかし、この制度自体は特定の地域や場面に限定されたもので、それで十分なものとされるかもしれない。しかし、共同食事を一般的に実践するとなると話は全然変わってくる。プラトンは前もってそれを想定し (第7巻 806E)、これを論じることを告げる (第8巻 842B)。スパルタ方式とクレタ方式、そしてはっきりしない第三のやり方の間でしばし逡巡し、態度決定をしない。ただ少なくとも頭の中では、現行の制度以上のものを考えている。

というのも、女性の共同食事や子供の共同食事を考えている、あるいは考えようとして

いるからである (第6巻 781B、第7巻 806E)。しかし、この制度は『ノモイ』の中でいかなる位置を占め得るのであろうか。プラトンが土地からの収穫物の分配について立法する際に (第8巻 847E 以下)、この点について見落としていたとは考えにくい。なぜなら、この分配は家族による消費のために行なわれている (第8巻 848B-C) からである。最終巻で語られる共同食事のための収穫物の供出は (第12巻 955E)、8巻で規定されている組織の仕方とどのようにしたら両立可能であるのかわからない。地方保安官、その他の役人たちの特典 *bénéfice* に付随する納付ではない、というのであればこれは何のためであろうか。

この問題は重要である。この制度の歴史的起源が何であれ、それは一つの社会形態と結びついている。それはドーリア諸国家のそれであり、『国家』のユートピアといいくつかの点で近似する社会形態である。そして、プラトンが共同食事の制度を探ろうとしたこと、しかも『ノモイ』のポリスに典型的な制度にしようとさえしたことは疑いない。この制度を一般化するとすれば、一定の社会制度がその条件とされ、それは結局『国家』のそれと同様の共同体型の社会システムということになる。プラトンがその帰結を受け入れ、市民のために余暇 (*otium*) の理想を推奨しさえする場面が見られる。市民は農耕する「奴隸」によって生存のための仕事から解放されるのである (第7巻 806D-E、第6巻 776B 以下参照)。しかしこの理想は『ノモイ』の構造とはもはや符合しない。なぜなら、『ノモイ』の新しい国家では、市民は必然的に経済活動を行うことになるからである (第7巻 807E-808A、第8巻 849B、858B)。

『ノモイ』の中に見出され得るその他の「共産主義」を表明する基本デッサンに対して、異質なものを排除していくと、結局残るのは農業国家ということになろう。土地を耕す小所有者の社会である。もちろん、彼らの存在

理由は経済とは別のところにあり、彼らの「徳」は別次元にある。彼らは農業活動に専心するということになる。しかし経済的に見ると、それが唯一の活動である。実際、かなりの数のギリシア都市は同じ原則を探っている。テーベのように、商業を行う市民に不名誉を与える例もある。そして、これがプラトンの好むタイプである。プラトンにとって、工業的あるいは商業的な要素はポリスにおいて勘定に入らない。しかし、同時にこれらの要素と折り合うパターンないしはイメージも存在する。

市民のほかには、在留外国人、職人や商人がいる。そして当然奴隸がいる。まず考えつくのは、これらの職業や身分は極めて限られたものしかありえない、なぜなら不可欠な範囲に厳しく限られた経済的余剰に対してしか存在しえないという説明である。ところが、土地からの収穫の分配について（第8巻 847E 以下）、人口の3つの要素（市民、奴隸、そしてその他、外国人や職人、商人）は等しい取り分の権利をもつ、と我々は教えられる。ただし平等、といつても「算数的」平等ではなく、「幾何学的」平等である。神々への捧げものにまで贅沢を禁ずる国家に見合った商工業の少なさが、これほどの働き手の多さを吸収できるものか、理解しがたいところがある。結局、プラトンが観察することができた大陸部（半島部）のギリシアの農民国家は、「農地（土地）国家」の理想、すなわち在留外人がほとんどあるいは全くないこと、そして奴隸があまり多くないこと、により応えるものとされたはずである。それにもかかわらず、プラトンが全く違う人口比を考えているのはどうしてであろうか。

確かにスパルタには多くの奴隸がいた。しかしこの奴隸は土地に縛られた農奴（serfs attachés à la glèbe）であった。そして、このカテゴリーについてしばし考えを巡らせたプラトンは、スパルタ型とは異なる経済的社会

的タイプを最終的に選び取るのである。いずれにせよ、最後に在留外国人、メトイコイは残る。実のところ、『ノモイ』の国家は、その規模においても構造においても、とうの昔に消滅した、もはや存在しないギリシア都市の間尺で構想されている。プラトンは結局のところ、彼の祖国、アテナイに対応した社会的分類を受け入れている。そして三つのグループ間の数値的平等を定めているように見えるとしても、それは当時のアテナイ人がおおよそ抱くような印象に従つたものであったのである。』

注記

本稿は 2022 年 12 月 16 日、第 37 回租税史研究会での報告「税はなぜ取れるのか—古代ギリシアの場合—」をもとにしている。当日の研究会を準備していただいた方々、また研究会の席で貴重なご意見やコメントを頂いた方々には心よりお礼申し上げる次第です。とりわけ、以下の各氏には記してお礼を申し上げたい（敬称略）。江崎純子、本橋稔、濱本英輔、古谷一之、中里実、駒宮史博、松本英実、溜箭将之。また、原稿の締切を大幅に超過し、編集部には多大なるご迷惑をおかけしました。心よりお詫び申し上げます。

- (1) 金子宏『租税法（第24版）』弘文堂 2022、9頁もほとんど同じ表現が引用されている
- (2) 濱本英輔「「互酬」に関する一考察」金子宏先生古稀祝賀『公法学の法と政策』上巻有斐閣 2000、153・170頁
- (3) Crook (1967), p.8
- (4) 詳細は葛西(2008)、(2019)参照
- (5) アリストテレス『アテナイ人の国制』56章3節。村川堅太郎訳『アテナイ人の国制』岩波文庫 1980、橋場結弦訳『アテナイ人の国制』新版『アリストテレス全集19』岩波書店 2014
- (6) アテナイの公共奉仕と富裕層について、Robin Osborne (2010)
- (7) Crook (1967), pp72・73
- (8) 以上、John Crook(1967), pp255・258
- (9) ディアディカシアは英語では adjudication-hearing、日本語では適任者選定（訴訟）と訳される。これについては、アリストテレス『アテナイ人の国制』67章2節および56章6節に簡単な言及がある。
- (10) この事件の詳細については、デモステネス「パニッポスへの抗弁」『弁論集6』所収
- (11) 吉村忠典(1997)
- (12) Crook (1967), pp. 229 - 236
- (13) 尚、以下の文章は、青山学院大学の松本英実教授の翻訳をもとに若干補足した。記してお礼を申し上げる。Platon, *Oeuvres complètes, tome XI - 1^{re} partie Les lois, Livres I-II*, Texte établi et traduit par Edouard des Places, S. J.; Introduction de Auguste Diès et Louis Gernet, quatrième tirage, Paris, Les Belles Lettres, 1992, Introduction, p. xcix-ci - 'La cité des Lois'.

(参考文献)

- Buckland, W. W., *A Text-Book of Roman Law*, 3rd ed. Cambridge, 1968
- Crook, John, *Law and Life of Rome, -90B.C.-A.D. 212*, London 1967
- Harrison, A. R. W., *The Law of Athens*, 2 vols, Oxford, 1968-71.
- Kunkel, Wolfgang, tr. By J. M. Kelly, *An Introduction to Roman Legal and Constitutional History*, 2nd edition, Oxford, 1972
- MacDowell, Douglas, *The Law in Classical*

Athens, London 1978

Osborne, Robin, 'Pride and Prejudice, sense and subsistence: exchange and society in the Greek city', in Ibid., *Athens and Athenian Democracy*, Cambridge 2010, 104-126

葛西康徳「古代ギリシアにおける法の解凍」林・新田編『法が生まれるとき』創文社 2008 所収 11・36頁

葛西康徳「私訴弁論について」葛西他訳西洋古典叢書デモステネス『弁論集5』京都大学学術出版会 2019 所収 423・509頁

デモステネス（木曾明子訳）「パニッポスへの抗弁」西洋古典学叢書『弁論集6』京都大学学術出版会（2021）25・45頁、574・586頁

吉村忠典『古代ローマ帝国』岩波新書 1997